

## 第1節

## 総合的戦略の推進

## 1 国家戦略の推進～ユビキタスネット社会の実現に向けた新たな戦略の始まり～

政府は、平成13年1月に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(平成12年法律第144号)に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を設置し、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家になること」を目指した「e-Japan戦略」(平成13年1月)や、「e-Japan戦略」(平成15年7月)等を策定した。「e-Japan戦略」策定後の5年間に、様々な施策が講じられた結果、我が国は、ブロードバンドインフラの整備と利用の拡大、高機能携帯電話の普及、電子商取引分野における環境整備等においても、また、ICT利用者のレベルにおいても、世界最高水準を達成し、最先端のインフラ、マーケット、技術環境を有する「世界最先端のIT国家」となった。

一方、行政サービスや、医療、教育分野等におけるICT活用についての国民満足度の向上、地域間や世代間等における情報活用における格差の是正、セキュリティ対策や防災・災害対策の促進、企業経営におけるICTの活用や産業の国際競争力の強化、国際貢献等については、依然として課題が存在しているのも事実である。

今後は、国民・利用者の視点に立って、ICTをその特性を生かしつつ有効活用し、国民生活及び産業競争力の向上に努めるとともに、我が国が抱える様々な社会的課題の改革に取り組んでいくことが求められており、そのためには、

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ICTを利用できる「ユビキタスネット社会」を、セキュリテ

ィ確保やプライバシー保護等に十分留意しつつ実現すること

我が国が世界最高のインフラ・利用能力・技術環境を有する最先端のICT国家であり続けることが必要であると考えられる。

これらの目的を達成するための新たな国家戦略として、IT戦略本部は、平成18年1月に「IT新改革戦略」を策定した。同戦略は、理念として、「構造改革による飛躍」、「利用者・生活者重視」及び「国際貢献・国際競争力強化」を、また、目指すべき将来の社会として、「活力のある少子高齢社会」、「環境・エネルギー問題への貢献」、「安全・安心な社会の実現」、「行政、企業、個人の新しい姿」、「情報格差(デジタル・ディバイド)のない社会」及び「世界に発信する誇れる日本の実現」を掲げている。そして、「今後のIT政策の重点」として、

ITの構造改革力の追求

IT基盤の整備

世界への発信

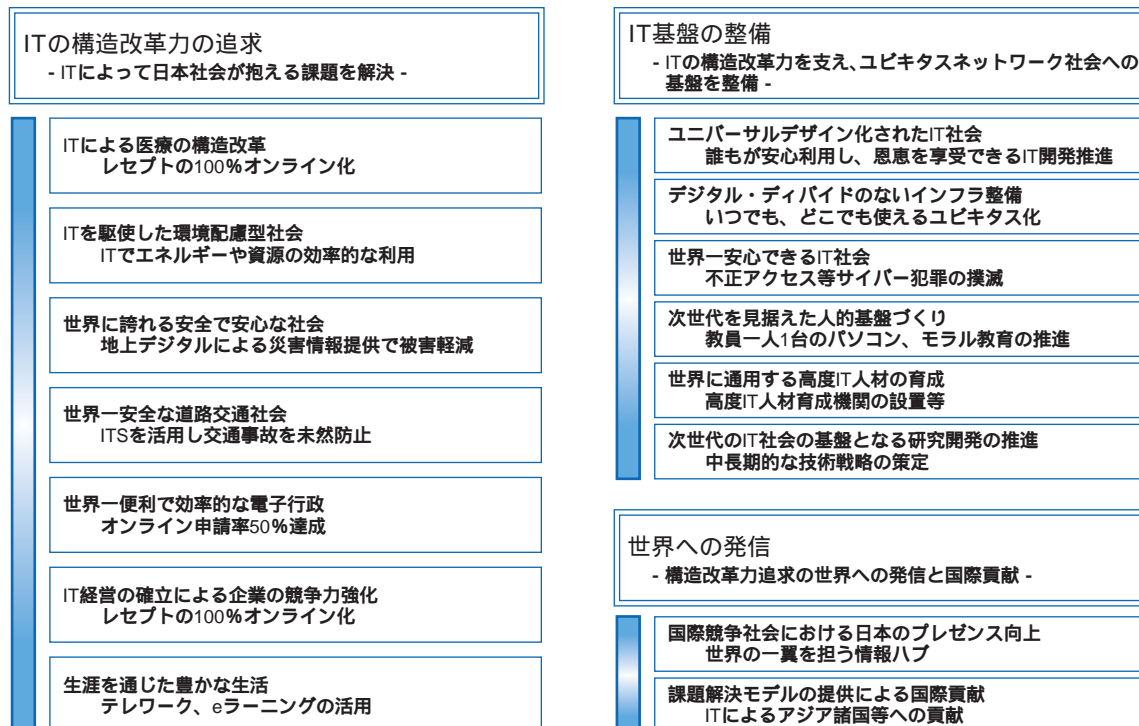
の三つの政策群を打ち出している。

この「IT新改革戦略」を受けた最初の重点計画として、「重点計画-2006」(平成18年7月)が定められ、同計画に掲げられた各種の施策が推進されているところである。また、IT新改革戦略に関する政府の取組状況の評価等を行うため、「IT新改革戦略評価専門調査会」が置かれており、その評価結果は次年度の重点計画に反映させることとされている。

図表3-1-1 国家戦略の歩み

戦略名	e-Japan戦略	e-Japan戦略	e-Japan戦略 加速化パッケージ	IT政策パッケージ	IT新改革戦略
決定年月	平成13年1月	平成15年7月	平成16年2月	平成17年2月	平成18年1月
理念	・我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる	・IT基盤整備からIT利活用へ	・e-Japan戦略を加速させ、「2005年までに世界最先端のIT国家になる」との目標を達成する	・IT利用・活用を一層進め、国民がITによる変化と恩恵を実感できる社会の実現	・2010年度にはITによる改革を完成し、持続的発展可能な自律的で、誰もが主体的に社会の活動に参画できるIT社会の実現
概要及び重点政策分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の持つ知識が相互に刺激し合うことによって様々な創造性を生み育てるような知識創発型の社会を目指す。</li> <li>・超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策</li> <li>・電子商取引ルールと新たな環境整備</li> <li>・電子政府の実現</li> <li>・人材育成の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービス分野でのIT利活用の推進</li> <li>・次世代情報通信基盤、安全・安心な利用環境、次世代の知を生み出す研究開発の推進、人材育成・学習振興、ITを軸とした新たな国際関係等の新しいIT社会基盤の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジアを中心としたIT分野の国際戦略策定</li> <li>・セキュリティ政策の強化</li> <li>・コンテンツ政策の推進</li> <li>・IT規制改革の推進</li> <li>・e-Japan戦略内のPDCAサイクルの定着</li> <li>・電子政府・電子自治体の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子政府・電子自治体の推進</li> <li>・医療制度・診療のIT化</li> <li>・IT教育推進、IT人材育成</li> <li>・安全・安心の確保</li> <li>・電子商取引の推進</li> <li>・情報セキュリティ、個人情報保護</li> <li>・アジアを中心としたIT国際政策の推進</li> <li>・研究開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ITの構造改革力の追求</li> <li>・IT基盤の整備</li> <li>・世界への発信 (図表3-1-2参照)</li> </ul>

図表3-1-2 IT新改革戦略の重点政策



## 2 u-Japan政策

総務省は、本格的な少子高齢社会の到来を控え、社会の様々な分野に山積する課題を解決していくためには、ユビキタスネット社会の実現が不可欠であるとの認識の下、2010年（平成22年）までに「世界を先導するユビキタスネット社会」を実現することを目標として、平成16年12月に、体系的なICT政策である「u-Japan政策」を策定した。そして、このu-Japan政策に基づき、単なる電子化ではなく、草の根のように生活の隅々にまでICTが融け込み、創意ある利活用が促進され、新しい価値が次々に湧き上がる「価値創発」型の社会の実現を目指して、次の三つの基本軸からなる政策パッケージを推進している。

### ブロードバンドからユビキタスネットへ

有線中心のインフラ整備から、有線・無線の区別のないシームレスなユビキタスネットワーク環境への移行

### 情報化促進から課題解決へ

情報化の遅れた分野を後押しする取組を中心とした施策から、21世紀の社会課題を解決するためにICTを積極的に活用する段階へ

### 利用環境整備の抜本的強化

ICTが国民生活に普及浸透し、利活用が拡大するにつれて、高まりつつあるプライバシー・セキュリティ等への不安の解消

また、u-Japan政策を推進するため、次のとおり、u-Japan推進計画やICT政策大綱等を定め、これらに基づいて各種の施策を展開しているほか、ユビキタスネット社会における活用事例を募集し、優秀な事例を表彰するほか、利活用モデルとして広く普及啓発を図るため、「u-Japanベストプラクティス事例集」を公表するとともに（平成18年6月）、「u-Japanベストプラクティスシンポジウム」を開催した（同年7月）。

### (1) u-Japan推進計画2006

総務省では、u-Japanの実現に向けて、社会経済システムの変化への取組や、ICTによる経済成長力の強化・競争力向上、ICTの安心・安全とICTによる安心・安全な生活環境の実現等のための取組を強化する必要性が高まっていることを踏まえ、総務省のICT政策を個別施策レベルまで掘り下げ、u-Japan政策の総合的な推進を担保しつつ、状況に応じ重点的な取組を行う分野を定めるため、平成18年9月に「u-Japan推進計画2006」を策定した。このu-Japan推進計画については、原則毎年策定し、進捗管理や必要に応じた施策の追加・削除等のPDCA（Plan（計画）- Do（実施）- Check（評価）- Action（改善））を行うこととしている。

最初の計画であるu-Japan推進計画2006では、平成18年度において、次の3点に重点を置いた総合的な取組を進めることとしている。

#### 通信・放送の融合・連携の推進

「通信・放送の在り方に関する政府・与党合意」（平成18年6月）に基づき、NHKの改革、マスメディア集中排除原則の緩和、通信市場における公正競争ルール

の整備、通信・放送の総合的な法体系の検討等を実施する。

#### 成長力・競争力・ソフトパワーの強化

経済と財政の一体的な改革が進められている中、経済成長力・国際競争力強化の観点から我が国が国際的に優位性を有しているユビキタスネット関連技術を最大限活用するため、ユビキタスネットワーク技術の研究開発への集中と選択、ICT人材の育成、国際放送の強化、コンテンツの創造・流通・利用促進等の施策を推進する。

#### 安心・安全なユビキタスネット社会の実現

近年の急速なICT普及に伴い、情報セキュリティ対策や個人情報の保護が重要な課題となっていることから、ネットワークに対するセキュリティ脅威への対処策等に関する研究開発等を進める。また、電子タグを使った安心・安全システムの構築支援等により安心・安全なユビキタスネット社会を実現する。さらに、今後我が国が直面する少子高齢化をはじめとする様々な社会的課題を解決するために、ICT利活用の高度化を推進し、安心・安全な社会を構築する。

## (2) 平成19年度ICT政策大綱

総務省では、毎年度、情報通信分野において重点的に取り組むべき施策（予算、税制、制度改正等）を「ICT政策大綱」として取りまとめている。平成18年8月に策定した「平成19年度ICT政策大綱」においては、u-Japan政策を展開し、通信・放送の融合・連携を推進するため、成長力・競争力・ソフトパワーの強化及び安心・安全なユビキタスネット社会の実現に重

点を置きつつ、ユビキタスネットワーク整備、ICT利活用の高度化、ICT利用環境の整備、技術戦略の推進及び国際戦略の推進、を総合的に進めていくこととしている（図表3-1-3）。

また、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月）に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進することとしている。

図表3-1-3 平成19年度のICT重点施策

成長力・競争力・ソフトパワーの強化	世界を先導する新世代ネットワーク技術の研究開発、ICT人材の育成・活用、国際放送の強化、コンテンツの創造・流通・利用促進、通信・放送事業者等の財務体質の強化
安心・安全なユビキタスネット社会の実現	ICTの安心・安全の確保（情報セキュリティ対策の強化）、ICTによる安心・安全の確保
ユビキタスネットワーク整備	地理的デジタル・ディバイドの是正、放送のデジタル化の推進
ICT利活用の高度化	地域ICT活用モデル構築事業の推進、ICTによる先行的社会システム改革の推進、ユニバーサルデザインの普及促進、コンテンツの創造・流通・利用促進（再掲）、ICT人材の育成・活用（再掲）
利用環境整備	ICTの安心・安全の確保（情報セキュリティ対策の強化）（再掲）、競争政策の推進、電波利用社会の安心・安全の充実
技術戦略の推進	世界を先導する新世代ネットワーク技術の研究開発（再掲）、ICTの安心・安全の確保（情報セキュリティ対策の強化）（再掲）、ワイヤレスブロードバンドの推進、ユニバーサル・コミュニケーション技術の研究開発、獨創性・創造性を活かす研究開発等、最先端の研究開発テストベッドネットワークの構築
国際戦略の推進	国際的な連携の推進、アジア・ブロードバンド計画の推進

## (3) 「ユビキタスネット社会の制度問題検討会」報告書

総務省では、ユビキタスネット社会の進展に伴い、制度的な観点から見て問題となり得る課題を整理し、対応の在り方等について検討することを目的として、平成18年2月から「ユビキタスネット社会の制度問題検討会」を開催し、同検討会は、同年9月に報告書を取りまとめた。

報告書では、検討すべき課題として、「情報」の

特性を踏まえた包括的な法制度整備、ガイドラインの活用、利用者の同意に関する問題、デファクト標準の浸透による新たな課題、プライバシーの保護、情報セキュリティの確保、知的財産権への対処、サイバー対応の制度・慣行の整備が取り上げられ、それぞれ検討に当たっての視点が示されている。

### 3 通信・放送分野における改革の推進

通信・放送分野における改革を推進するため、通信と放送の在り方について検討が行われ、政府・与党において、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」

が取りまとめられた。また、総務省は、同合意に基づき、通信・放送分野の改革を推進しているところである。

#### (1) 通信・放送の在り方に関する政府与党合意

平成18年6月20日、政府・与党において、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」が取りまとめら

れ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「通信・放送

の在り方に関する政府与党合意に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する」と決定された。

同合意の内容は、次のとおりである。

#### NHK関連

- ・NHKのガバナンス強化に向け、経営委員会の抜本的な改革を行うこととし、一部委員の常勤化、事務局の抜本的強化、コンプライアンス組織の設置、メンバー構成の再検討等を早急に行い、措置する。
- ・保有チャンネル（8波）の削減については、難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。
- ・NHK本体について、子会社全体の整理・統合を図ることを前提として、
  - 音楽・芸能・スポーツ等の制作部門の一部を本体から分離して、関連子会社と一体化した上で、新たな子会社とすることを検討する。
  - 伝送部門において、会計の峻別等を行う。
  - 番組アーカイブについて、ブロードバンドを通じて有料で公開することを可能とするため、必要な対応を行う。
- ・新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の

出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する。

・NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げの在り方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。その後、更に必要があれば、罰則化も検討する。

#### 放送関連

- ・マスメディア集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和する。
- ・放送事業者が、外部調達増大に努めることを期待する。また、コンテンツ市場の形成を進める。特にNHKは、実情を踏まえつつ、番組制作の外部調達を今以上とするよう努める。

#### 融合関連

・通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。

#### 通信関連

・高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向等を見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

## (2) 通信・放送分野の改革に関する工程プログラム

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月）に基づき、通信・放送分野の改革を着実に推進するため、総務省では、平成18年9月に、2010年（平成22年）までの5年間に取り組むべき具体的施策を掲げた「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」を決定した。同プログラムの内容は、次のとおりであり、随時進捗状況を踏まえ見直すこととしている。

なお、同プログラムに基づいて講じた個別の措置の内容については、次節以下の関連する項目の中で、それぞれ記述している。

#### NHK関連

##### ア 経営委員会の抜本的改革

経営委員会の抜本的改革について検討を行い、所要の法案を次期通常国会に提出する。法案成立後、2008年（平成20年）から実施する。

##### イ 保有チャンネル数の削減

チャンネルの有効活用について検討会を設置し（平成18年9月）、その報告を踏まえ、電波監理審議会への諮問・答申を経て、必要な制度整備等を

行い、2011年（平成23年）までにチャンネルを再編成する。

##### ウ NHK本体の見直し

子会社全体の整理・統合、音楽・芸能・スポーツ等制作部門の一部分離、伝送部門の会計峻別等について、NHKとの間で協議を開始し（平成18年9月）、その結果を踏まえ、2007年（平成19年）以降早期に実施する。

番組アーカイブに係る対応について、所要の法案を次期通常国会に提出する。法案成立後、必要な制度整備等を実施し、2008年（平成20年）から開始する。

##### エ 国際放送の強化

新たな国際放送の在り方等について情報通信審議会です所要の検討を開始し（平成18年8月1日に諮問済）、その結果を踏まえ、所要の法案を次期通常国会に提出する。法案成立後、2009年度（平成21年度）から新たな組織による放送の開始を目指す。なお、それまでの間は、NHKの国際放送の充実を図る。

平成19年度予算要求においてNHKの国際放送充実のための措置を講ずる。

#### オ 受信料支払いの義務化等

受信料支払いの義務化等については、所要の法案を次期通常国会に向けて検討を行い、来春に結論を得る。

#### 放送関連

#### ア マスメディア集中排除原則の緩和

放送持株会社等について検討し、所要の法案を次期通常国会に提出する。法案成立後、2007年度（平成19年度）中に実施する。その際、併せてマスメディア集中排除原則の緩和に必要な関係省令等を整備する。

#### イ コンテンツの外部調達

コンテンツの外部調達の在り方について、情報通信審議会において所要の検討を行い（平成18年度内に結論）その結果を踏まえ、2007年度（平成19年度）に所要の措置を講ずる。

#### 融合関連

通信と放送に関する総合的な法体系について検討するため、「通信・放送法制企画室」を設置するとともに

（平成18年8月1日に設置済）通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化するため、新たに研究会を設置する（平成18年8月30日に第1回会合を開催済）。研究会の報告、情報通信審議会の諮問・答申を経て、2010年（平成22年）の通常国会への法案提出を目指す。

#### 通信関連

公正競争ルールの整備等について、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書を踏まえ、以下の点について検討し、結論が得られたものから順次実施する。

- ・固定電話に係る接続料の算定ルールの見直し
- ・東・西NTTの次世代ネットワークに係る接続ルールの整備
- ・指定電気通信設備制度等の見直し
- ・その他公正競争確保のための競争ルールの整備

NTTの組織問題について、市場の競争状況の評価等に係るレビューを毎年実施するとともに、2010年（平成22年）の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

### （3）通信・放送の総合的な法体系に関する研究会

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月）を受けて、総務省では、通信・放送の融合・連携に対応する法制度の在り方に関して専門的見地から調査研究を行い、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化することを目的として、平成18年8月から「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」を開催している。

同研究会では、

現行法制の運用状況と課題

通信・放送関連技術、ネットワークの現状と将来見通し

通信・放送関連サービス・ビジネスモデルの将来見通し

諸外国のサービス状況及び法制度

等について調査研究を行い、1年半程度で取りまとめを行うこととしている。

（参考）通信・放送の在り方に関する懇談会

国民生活にとって必要不可欠な通信と放送は本来シームレスなものであり、近年の急速な技術の進歩を反映して通信・放送サービスがより便利に、より使いやすくなることが期待されている。しかし現実には、技術的にも、またビジネスとしても実現可能であるにもかかわらず、制度等の制約から提供されていないサービスもあると考えられる。

そのため、総務省では、平成18年1月から同年6月まで「通信・放送の在り方に関する懇談会」を開催し、同懇談会は、同月

通信と放送の融合を進めるための環境整備

通信事業における一層の競争の促進

放送事業における自由な事業展開の促進

NHKの抜本改革

についての提言を盛り込んだ報告書を取りまとめている。

## 4 国際競争力の強化

我が国は、「e-Japan戦略」等の推進により、世界で最も安く速いブロードバンド環境を実現し、また、携帯電話の高度化・多様化も大きく進展し、さらに、放送のデジタル化や次世代ネットワークへの取組も進んでいるが、一方では、ネットワーク関連機器等についてのグローバル市場における我が国のシェアは必ずしも高いとはいえず、また、情報通信分野での海外での事業展開、標準化・知的財産権の獲得、人材育成等

も今後の大きな課題になっている。

そのため、総務省では、「ICT国際競争力懇談会」を開催して、ICT産業の国際競争力強化の基本的な方向性を取りまとめるとともに、これを踏まえて、「ICT国際競争力強化プログラム」を策定したところである。

また、平成19年1月に、省内に「ICT国際展開対策本部」を設置して、国際競争力の強化に取り組んでいるところである。

### (1) 「ICT国際競争力懇談会」の開催

「ICT国際競争力懇談会」では、平成18年10月から、情報通信分野における国際競争力強化について基本的な方向性を検討し、平成19年1月に「中間とりまとめ」、平成19年4月に「最終とりまとめ」を公表したところである。

「最終とりまとめ」では、我が国のICT産業の現状について、パソコンや携帯電話等で世界の大手メーカーに比べてシェアが低いなど、国際競争力が低下している現状を分析した上で、「今後2年間を「ICT国際競争力強化年間」と位置付けるとともに、平成23年までに情報通信産業の国際競争力強化を実現する」等の目標を掲げて、次の施策等を講じることを提言している。

官民が継続的にICT産業の国際競争力を強化するための中核的組織である「ICT国際競争力会議」(仮称)の設置

日本のイニシアティブによる国際展開可能なモデルを確立するための開発・実験を行う「ユビキタス特区」の創設

日本の技術が先端的な分野における「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の重点的推進

国際的な研究開発連携、国際標準化、知的財産戦略、経済協力等の施策を一貫性・一体性を持って総合的・組織的に行う「技術外交」の戦略的展開

重点分野(次世代IPネットワーク、ワイヤレス及びデジタル放送)における基本戦略の推進

研究開発・標準化・知的財産・人材育成等の政策をパッケージで推進

また、これらの施策を講じるに当たっては、「国際競争力」向上のための戦略的な国際連携・協調、国際貢献等の視点の重要性を提言している。

### (2) 「ICT国際競争力強化プログラム」の策定

総務省では、「ICT国際競争力懇談会」の提言を踏まえて、平成19年5月に「ICT国際競争力強化プログラ

ム」を策定したところである。

同プログラムの概要は、図表3-1-4のとおりである。

図表3-1-4 ICT国際競争力強化プログラムの概要

#### 【基本プログラム】

- 「ICT国際競争力会議」の設置
  - ・産学官の連携強化を図り、ICT国際競争力強化戦略を推進する中核的組織
- 「ユビキタス特区」の創設
  - ・世界初のICTサービスが開発・利用できる環境を整備
- 「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の推進
  - ・我が国の強みをいかしたプロジェクト
  - (例)次世代IPネットワーク、次世代携帯電話、ユビキタス端末・プラットフォーム
- プラットフォームの開発・整備
  - ・要素技術の強みをいかした「低廉でグローバル市場で受け入れられやすく使いやすい統合プラットフォーム」の構築
- 重点分野における基本戦略の推進
  - ・重点分野(次世代IPネットワーク、ワイヤレス、デジタル放送)の基本戦略を推進
- 「技術外交」の戦略的展開
  - ・国際的な研究開発連携、国際標準化、知財戦略、経済協力等を一貫性・一体性を持って総合的・組織的に展開
- 通信・放送分野の改革の推進
  - ・「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」の着実な実施

【個別プログラム】

<p>【ICT研究開発強化プログラム】 ICT国際競争力強化施策への重点配分 「ICT国際競争力強化重点技術戦略」の策定 世界的研究開発拠点(集合知センター)の整備・充実 研究開発・標準化活動・知的財産戦略の一体的強化 基礎的研究開発の戦略的推進 情報通信ソフトウェア開発力の強化</p>	<p>【ソフトウェア強化プログラム】 映像国際放送の充実 コンテンツ流通の促進 海外へのコンテンツ流通ネットワーク開拓に向けた体制整備 デジタルコンテンツの流通に関する新たなルールの形成等 コンテンツの多メディア展開を促進するプラットフォームの形成</p>
<p>【ICT標準化強化プログラム】 「ICT標準化・知財センター(仮称)」の設置 「ICT国際標準化戦略マップ」の整備 「ICT標準化エキスパート」の選定 「ICT国際標準化推進ガイドライン」の策定 標準化団体の活動強化・相互連携等 企業の標準化活動への支援 アジア・太平洋地域における連携強化</p>	<p>【ICTブランド向上プログラム】 「ブランド構築」の推進 「ICTジャパン・キャンペーン」の実施 「ICTブランド発信モデル」の選定</p>
<p>【ICT知的財産強化プログラム】 「ICT知的財産強化戦略」の策定 「ICTパテントマップ」の整備 民間相談窓口の活用促進</p>	<p>【国際展開支援プログラム】 「ICT国際展開対策本部」による支援 「ICT国際競争力強化指標(仮称)」の策定 国際機関の活動への貢献 現地の産学官との交流強化等 グローバル・ベンチャー企業創出の支援 マスタープランの策定 在外公館との連携強化 アジア諸国を中心としたEPA等の推進 アジア・ブロードバンド計画の推進等</p>
<p>【ICT人材育成プログラム】 ナショナルセンターの機能を有する高度ICT人材育成機関の在り方などを含む抜本的な高度ICT人材育成策の検討 カリキュラム・教材等によるICT教育の充実支援 研究開発プロジェクトを通じたICT人材の育成 高度ICT人材育成支援プラットフォームの開発 高等教育機関等における国際交流・海外人材育成の支援 初等中等教育における教育の情報化の推進</p>	<p>【税制・財政金融等支援】 (1) ICT国際競争力支援制度 (2) 政府調達 (3) 公的ファイナンス (4) ODA などの支援措置を関係府省と検討</p>

(3) 「ICT国際展開対策本部」の設置

総務省では、デジタル放送、次世代IPネットワーク及びモバイルの3分野について我が国ICT企業の海外展開に係る各種活動を支援・実施する体制を整備するため、平成19年1月、総務省内に総務大臣を本部長とする「ICT国際展開対策本部」を設置した。  
同本部は、上記3分野について、

ICT企業が海外展開する際の総合的な支援・総合窓口  
海外での各種普及・啓発活動の実施  
有用な各国情報の収集・整理及び当該情報の産学官での共有  
等の活動を行うこととしている。

5 ICT改革促進プログラム

総務省では、2011年(平成23年)の完全デジタル元年に向け、利用者の視点に立ってICT分野の構造改革を加速化し、その利便性の向上を図るとともに、経済成長寄与度の高いICT産業の国際競争力を強化することにより人口減少下の我が国経済を新たな成長のトレン

ドに乗せるため、平成19年4月に「ICT改革促進プログラム」を策定した。  
同プログラムは、国際競争力の強化、通信・放送分野の改革の推進、情報通信に係る国際戦略体制の抜本的強化、の3本柱を重点とする。